

審議案件 5

第164回大規模小売店舗立地審議会資料(法第5条第1項)

第1 審議案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：(仮称) クリエイト千葉多古町店
- 2 所在地：香取郡多古町多古字穂浪 1585 番ほか
- 3 建物設置者：株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三
- 4 小売業者名：株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三 (医薬品等)
- 5 敷地の概要：
 - ・敷地面積 4,364 m²
 - ・都市計画区域 区域区分非設定都市計画区域
 - ・用途地域 準住居地域、第一種住居地域
 - ・現況 農地
- 6 建物の概要：
 - ・構造 鉄骨造 地上1階建
 - ・建築面積 1,788 m²
 - ・延床面積 1,717 m²
 - ・店舗面積 1,480 m²
- 7 周辺の環境等：芝山鉄道芝山千代田駅から南東約6,500mに位置し、周辺は飲食店・事業所や住宅が混在した地域となっている。
北側は隣接して農地、東側は道路を挟んで農地、駐車場、南側は道路を挟んで店舗、西側は隣接して事業所、駐車場、店舗、農地が立地している。
- 8 処理経過：
 - ・届出日 令和5年3月17日
 - ・公告縦覧期間 令和5年4月14日～令和5年8月14日
 - ・説明会開催日時 令和5年4月26日 午後7時～
 - ・場所 多古町コミュニティプラザ 多目的ホール
- 9 市町村・住民等の意見：
 - ・多古町の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 新設日：令和5年11月18日
- 2 店舗面積：1,480 m²
- 3 駐車場の位置：図3
駐車場の収容台数：61台
- 4 駐輪場の位置：図3
駐輪場の収容台数：44台
- 5 荷さばき施設の位置：図3
荷さばき施設の面積：36 m²
- 6 廃棄物等の保管施設の位置：図3
廃棄物等の保管施設の容量：32 m³
- 7 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時
- 8 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後9時30分
- 9 駐車場の出入口の数：2か所
駐車場の出入口の位置：図3
- 10 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項（届出事項等）

1 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 駐車場の収容台数：届出台数 61台（内、身障者用5台） （指針による算出）必要駐車台数 57台（届出書添付書類 P2 参照） ※市町村条例等に基づく附置義務：無</p> <p>イ 駐車場の位置及び構造等（図3参照） ・平面駐車場（自走式） ・出入口2か所 交通への支障を回避するための方策 ・駐車場内の路面に優先方向や走行方向の路面標示を行う。 ・出入口①には左折入出庫を促す看板を設置する。 ・ホームページやチラシ等に一定期間駐車場誘導経路を掲載する。 ・オープン時や特別な繁忙期には必要に応じて駐車場出入口に交通整理員を配置する。</p> <p>ウ 駐輪場の確保等（図3参照） 駐輪場の収容台数：届出台数 44台 （指針の参考値に基づく算出）必要駐輪場台数 43台（届出書添付書類 P7 参照） ※市町村条例等に基づく附置義務：無</p> <p>駐輪場の管理体制 営業時間内：従業員が巡回により整理する。 営業時間外：駐車場・駐輪場の入口を閉鎖する。 駐輪場案内の表示方法 ・各駐輪場に案内看板を設置するとともに、店内入口にも案内看板を設置する。</p>	<p>※駐車場 指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。</p> <p>※駐輪場 指針の参考値に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要を充足していると認められる。</p>

<p>エ 荷さばき施設の整備等 (図3 参照)</p> <p>(ア) 荷さばき施設の整備 36 m²</p> <p>(イ) 計画的な搬出入</p> <table border="1" data-bbox="264 229 1547 708"> <thead> <tr> <th>施設名 (面積)</th> <th>荷さばき施設① (36 m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同時作業可能台数</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>待機スペース</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>搬出入車両専用出入口</td> <td>無 (兼用 2 か所)</td> </tr> <tr> <td>荷さばき可能時間帯</td> <td>午前 6 時～午後 10 時</td> </tr> <tr> <td>搬出入車両台数/日</td> <td>1 台 (8 t)、6 台 (4 t)、4 台 (2 t)、1 台 (2 t 未満)、2 台 (廃)</td> </tr> <tr> <td>平均的な荷さばき処理時間/台</td> <td>30 分 (8 t)、20 分 (4 t)、10 分 (2 t、2 t 未満、廃)</td> </tr> <tr> <td>ピーク時搬出入車両台数/時間</td> <td>3 台/時間</td> </tr> <tr> <td>ピーク時荷さばき処理時間/時間</td> <td>50 分/時間</td> </tr> <tr> <td>荷さばき処理可能時間</td> <td>60 分/時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 経路の設定</p> <p>(ア) 案内経路 図4 のとおり</p> <p>(イ) 周知の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやチラシ等に一定期間駐車場誘導経路を掲載する。 <p>(ウ) 敷地周辺道路の通学路の有無：無</p> <p>(エ) その他 右折入出庫の有無：有</p> <p>右折入出庫の安全策等：一時停止を促す路面標示を行う。</p>	施設名 (面積)	荷さばき施設① (36 m ²)	同時作業可能台数	1 台	待機スペース	無	搬出入車両専用出入口	無 (兼用 2 か所)	荷さばき可能時間帯	午前 6 時～午後 10 時	搬出入車両台数/日	1 台 (8 t)、6 台 (4 t)、4 台 (2 t)、1 台 (2 t 未満)、2 台 (廃)	平均的な荷さばき処理時間/台	30 分 (8 t)、20 分 (4 t)、10 分 (2 t、2 t 未満、廃)	ピーク時搬出入車両台数/時間	3 台/時間	ピーク時荷さばき処理時間/時間	50 分/時間	荷さばき処理可能時間	60 分/時間	<p>※荷さばき施設</p> <p>搬出入車両の車両種別、入庫状況、作業時間帯等に係る搬出入計画に基づき、必要な施設が確保されており、適切な運営計画であると認められる。</p> <p>※経路</p> <p>経路の設定及びその周知の方法については、適切な配慮がなされていると認められる。</p>
施設名 (面積)	荷さばき施設① (36 m ²)																				
同時作業可能台数	1 台																				
待機スペース	無																				
搬出入車両専用出入口	無 (兼用 2 か所)																				
荷さばき可能時間帯	午前 6 時～午後 10 時																				
搬出入車両台数/日	1 台 (8 t)、6 台 (4 t)、4 台 (2 t)、1 台 (2 t 未満)、2 台 (廃)																				
平均的な荷さばき処理時間/台	30 分 (8 t)、20 分 (4 t)、10 分 (2 t、2 t 未満、廃)																				
ピーク時搬出入車両台数/時間	3 台/時間																				
ピーク時荷さばき処理時間/時間	50 分/時間																				
荷さばき処理可能時間	60 分/時間																				

(2) 歩行者の通行の利便性の確保等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<ul style="list-style-type: none"> ・場内の徐行運転を呼びかける。 ・駐車場出入口には一時停止の表示・標識を設ける。 ・夜間照明を設置する。 	<p>※ 歩行者の通行の利便性の確保については、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 法令への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜(生鮮)、弁当、総菜、乳製品等の廃棄物が発生するため、県もしくは町の認定業者に委託し、適切に対応していく。 ・店頭回収ボックスを設置して紙パック、食品トレイのリサイクル活動を推進する。 ・パソコン等法令で定める96品目の引き取りや収集、運搬を県の許可業者に委託し、リサイクルを県の許可業者に委託することで、適切に対応していく。 <p>イ 廃棄物減量化・リサイクルの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装を極力行わないように、納品業者に徹底する。 ・余剰発注を行わず、必要最低限の発注を行うことで、廃棄物発生抑制に努める。 ・減量及びリサイクルについては、分別可能なものは分別し、再利用・使用できるものは再利用し、リサイクルする。 ・店頭リサイクルボックスを適切に設置する計画とする。 ・地元からの要請があれば、ペットボトルキャップの回収物の提供等の協力を可能な限り実施するように努める。 ・商品購入時に簡易包装の呼びかけに努める。 ・電池については売場で来客から回収している。 ・ごみの減量化に向けて、エコバッグ持参の呼びかけを行うなど、従業員の意識強化を行う。 	<p>※ 廃棄物の減量化及びリサイクル計画については、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(4) 防災・防犯対策への協力

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災協定等の締結予定：無 ・協定以外の防災対策への協力：行政や交通機関の情報提供等の広報活動支援に努める。 <p>イ 防犯対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死角となる場所を含め、必要な箇所に防犯カメラを設置するように努める。 ・警備員等の巡回を適宜行う計画とする。 ・適切な数及び位置に照明を設置し、防犯に努める。 ・青少年のたまり場にならないように店舗閉店後は出入口を速やかに閉鎖する。 	<p>※ 防災・防犯対策への協力については、適切な配慮がなされていると認められる。</p>

2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 騒音問題に対応するための対応策</p> <p>(ア) 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策</p> <p>a 荷さばき作業等に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設： <ul style="list-style-type: none"> ・段差をなくした舗装を行う。 ・遮音壁を設置し、隣地への騒音を最小限にする。 ・荷さばき作業： <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき作業時間を特定する。 ・荷さばき車両のアイドリングの禁止を徹底する。 ・低騒音型の車両を導入する。 ・作業人員への騒音防止意識を徹底する。 <p>b 営業宣伝活動に伴う騒音対策</p> <p>BGM等の使用は行わない。</p> <p>(イ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策</p> <p>a 室外機等からの騒音対策：低騒音型機器を使用する。</p> <p>b 駐車場からの騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設面の対策： <ul style="list-style-type: none"> ・隣地民家から離れた場所に駐車マスを設置する。 ・段差をなくした舗装を行う。 ・運用面の対策： <ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップを呼びかける標識を設置する。 ・利用時間以外はバリカーチェーン等で閉鎖する。 <p>c 廃棄物収集作業に伴う騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設面の対策： <ul style="list-style-type: none"> ・遮音壁を設置し、隣地への騒音を最小限にする。 ・廃棄物収集場所を屋内化している。 ・運用面の対策： <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理業者へ騒音抑制の意識向上を徹底する。 	<p>※騒音</p> <p>騒音の予測・評価結果において、昼間・夜間の等価騒音レベルは基準値を満たしている。</p> <p>また、夜間に発生する騒音の予測評価においても各機器及び機器合成音について、敷地境界地点で基準値を下回っている。</p> <p>よって、周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると認められる。</p>

イ 騒音の予測・評価について (図5参照)

(ア) 騒音の総合的な予測・評価方法

- a 予測方法：音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での騒音レベルを求め、昼間（6:00～22:00）及び夜間（22:00～6:00）における各音源の稼動状況から等価騒音レベルを算出した。
- b 予測地点：建物の周囲に近接した最も騒音の影響の受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外。
- c 評価方法：騒音に係る環境基準。
- d 騒音の総合的な予測結果

予測地点			総合的な予測（等価騒音レベル） 単位：dB				備考
予測地点	用途地域	環境基準 類型	昼間（6:00～22:00）		夜間（22:00～6:00）		
			予測レベル	基準値	予測レベル	基準値	
A	第一種住居地域	B	<30	55	<30	45	
B			37		<30		
C	準住居地域		47		<30		
D			43		<30		
E	第一種住居地域		53		34		

(イ) 夜間における発生する騒音ごとの予測・評価方法

- a 予測方法：音源ごとに距離減衰効果を考慮した予測地点での騒音レベルを算出した。
- b 予測地点：建物の周囲について、敷地境界地点。
- c 評価方法：騒音規制法の夜間の規制基準。
- d 発生する騒音ごとの予測結果（抜粋）（全設備機器等予測結果：騒音予測資料 P16 参照）

予測地点			音源ごとの予測（最大騒音レベル） 単位：dB		備考
予測地点	用途地域	騒音規制法 区域	夜間（22:00～6:00）		
			敷地境界	規制値	
M16	第一種住居地域	第2種	39	45	冷凍冷蔵室外機
M17			40		キュービクル
M26	準住居地域		33		給排気口
M30	第一種住居地域		32		給排気口

e 機器合成音の予測結果					
予測地点			機器合成音の予測 (最大騒音レベル) 単位: dB		備考
予測地点	用途地域	騒音規制法区域	夜間 (22:00~6:00)		
			敷地境界	規制値	
a	第一種住居地域	第2種	40	45	
b			40		
c	準住居地域		31		

(2) 廃棄物に係る事項等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 廃棄物の保管について (図3 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管のための施設容量の確保 廃棄物の保管施設の容量 32 m³ (高さ 1.5 m) (指針による算出) 廃棄物等の保管容量 7.0 m³ (届出書添付書類 P12 参照) <p>イ 廃棄物等の運搬及び処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> 運搬及び処理方法 許可業者による敷地外処理 運搬頻度 毎日 	<p>※廃棄物</p> <p>廃棄物に係る事項等については、指針に基づく予測排出量を充足させる保管容量を確保しており、運搬及び処理についても適切な配慮がなされていると認められる。</p>

(3) 街並みづくり等への配慮等

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 街並みづくり、景観への配慮</p> <p>関連する計画等：千葉県屋外広告物条例 配慮事項：・周囲の環境に調和するデザイン・高さとし、良好な景観の維持に努める。</p> <p>イ 敷地内の緑化計画</p> <p>緑化計画：緑化面積 144.8 m² (開発面積の 3.3%) ※多古町宅地開発指導要綱 敷地面積に対して 3% ※計算式：4,364 × 0.03 ≒ 130.9 m² ※低木、草木を基本とする。</p>	<p>※街並みづくり等への配慮</p> <p>街並みづくり等への配慮については、地域環境との調和に適切な配慮がなされていると認められる。</p>

<p>ウ 屋外照明・広告塔照明等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点灯時間 屋外照明：日没から駐車場閉鎖時間まで 広告塔照明：設置なし ・光害対策 ・周辺への光が無駄に漏れないような対策を基本とし、住宅等に光が漏れないように配慮する。 <p>エ その他景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と溶け合うような環境デザインとするように配慮する。 ・適切な色彩を採用し、建物構造も周辺景観に影響の与えるものにならないよう配慮する。 	
--	--

3 市町村・住民等の意見について

指針等に基づく配慮事項	検討状況
<p>ア 多古町の意見 なし</p> <p>イ 住民等の意見 なし</p> <p>ウ 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員（県関係課）からの意見 なし</p>	

第3 総合判断

- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項について、駐車場については、指針に基づく必要台数が確保されており、駐車需要を充足していると認められる。
駐輪場については、指針の参考値に基づく必要台数が確保されており、駐輪需要を充足していると認められる。
経路の設定及びその周知の方法については、適切な配慮がなされていると認められる。
- 2 荷さばき施設については、搬出入車両の車両種別、入庫状況、作業時間帯等に係る搬出入計画に基づき、必要な施設が確保されており、適切な運営計画であると認められる。
- 3 騒音の予測・評価結果において、昼間・夜間の等価騒音レベルは基準値を満たしている。
夜間に発生する騒音の予測評価において、各機器及び機器合成音について、敷地境界地点で基準値を下回っている。
よって、周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると認められる。
- 4 廃棄物に係る事項等については、指針に基づく予測排出量を充足させる保管容量を確保しており、廃棄物の減量化、リサイクル計画、運搬及び処理についても適切な配慮がなされていると認められる。
- 5 街並みづくり等への配慮については、地域環境との調和に適切な配慮がなされていると認められる。
- 6 多古町及び住民等からの意見はなかった。

以上のことから、当該店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について、指針に照らし適切に配慮されていると判断する。

第4 県の意見（案）

「意見なし」

なお、店舗の維持・運営に当たっては、届け出たところにより、店舗周辺地域の生活環境の保持に適切な配慮をしてください。